

[事案 2023-90] 既払込保険料返還等請求

・令和6年7月3日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に契約した2件の米ドル建終身保険（特別条件・円換算払込特約・円換算支払特約付）について、以下等の理由により、令和4年7月迄の既払込保険料を米ドル建てで、同年8月以降の既払込保険料を円建てで返還してほしい（請求①）。それが認められない場合には、契約を無効として既払込保険料を円建てで返還し、自分の費やした労務に対する損害を賠償してほしい（請求②）。

- (1)本契約の募集時に、募集人から、契約を2つに分けて、保険料の払込みが難しくなった場合には1つを払済保険に変更することを提案され、その提案にしたがって契約をした。
- (2)その後、保険会社の審査により、健康上の理由から特別条件の付加が必要となったが、その際に募集人から、特別条件を付加した場合には、払済保険に変更できなくなることの説明がなかった。
- (3)保険会社から、本契約を無効として既払込保険料を返還することを提案されたが、既払込保険料は、ドル建てによる返還を求める。保険会社のみが為替差益を得ることは不合理である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の無効については認め、円建てで既払込保険料の返還に応じる旨を申立人に提案している。本契約の約款には、当社の責めに帰すべき事由により保険契約が無効となった場合、いずれの通貨により既払込保険料を払い戻すかについては規定されていない。
- (2)取り消された行為にもとづく債務の履行として給付を受けた者は、原状回復義務を負うことになる（民法121条の2）が、この原状回復義務の「原状」とは、契約者が保険料を払い込む前の状態を指すものであると考えるのが相当である。したがって、円建てで既払込保険料を返還することは、民法の規定に沿うものであり、合理性が認められる。
- (3)当社は、申立人からの申出を受けて、速やかな調査、合理性が認められる事後措置の提案を行っており、本件の対応に費やした申立人の労務に対し和解金を支払うべき理由はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人から、保険料の払込みが難しくなった場合には、1つを払済保険に変更することを前提に、契約を2つに分けて契約をすることを提案されたにもかかわらず、本契約には特

別条件が付加されたため実際には払済保険にできないものであったこと、および、募集人が、募集経緯において、特別条件が付加された場合には払済保険に変更できないことの説明をしなかったことは、不法行為を構成するようなものとまでは認められないとしても、募集行為として適切なものでなかったことは否定できない。

(2) 保険会社も、本契約について、加入時における募集人の説明不足により申立人が錯誤に陥ったことを認めている。